| | |
|---|---|
| 下水道、飼育場及び塀 | 一五 |
| 爆発物用防壁 | 一三 |
| 引湯管 | 一〇 |
| 鉱業用廃石捨場 | 五 |
| その他のもの | 四〇 |
| れんが造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル | 五〇 |
| 煙突、煙道、焼却炉、塀及び爆発物用防壁 | |
| 塩素、クロルスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの | 七 |
| その他のもの | 二五 |
| その他のもの | 四〇 |
| 石造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 | 五〇 |
| 乾ドック | 四五 |
| 下水道、塀及び爆発物用防壁 | 三五 |
| その他のもの | 五〇 |


| | |
|---|---|
| 下水道、飼育場及び塀 | 一五 |
| 爆発物用防壁 | 一三 |
| 引湯管 | 一〇 |
| 鉱業用廃石捨場 | 五 |
| その他のもの | 四〇 |
| れんが造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル | 五〇 |
| 煙突、煙道、焼却炉、塀及び爆発物用防壁 | |
| 塩素、クロルスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの | 七 |
| その他のもの | 二五 |
| その他のもの | 四〇 |
| 石造のもの（前掲のものを除く。） | |
| 岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 | 五〇 |
| 乾ドック | 四五 |
| 下水道、塀及び爆発物用防壁 | 三五 |
| その他のもの | 五〇 |